平成２２年（フ）第１６１号
長崎県大村市原口町752　クリスタルハイツ103、住民票上の住所長崎県諫早市松里町976番地
債務者　西　　訓孝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
茨城県笠間市旭町116番地２　プレーヌ101、旧住所茨城県水戸市有賀町1432番地の５
債務者　浅野　庄三
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７５号
静岡県磐田市草崎1061番地１
債務者　山村　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
静岡県磐田市草崎1061番地１
債務者　山村　友香
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５０５号
名古屋市中区千代田３丁目４番17号　ルネ鶴舞508号
債務者　藏田　京子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０６号
名古屋市中区千代田３丁目４番17号　ルネ鶴舞508号
債務者　藏田　　淳
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１号
北海道小樽市潮見台１丁目９番８号、前住所北海道小樽市稲穂４丁目５番５号　板谷ビル３Ｆ11号室
債務者　伊藤由希子（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７６号
北海道小樽市高島４丁目10番４号　コーポあかしや荘、前住所北海道小樽市赤岩２丁目13番12号
債務者　小柳加代子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８２号
北海道小樽市奥沢５丁目５番26号、前住所北海道小樽市桜３丁目18番223号
債務者　木川田勇治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１８４号
北海道小樽市石山町17番２号、前住所東京都荒川区東尾久４丁目25番２号　タバタⅡ302
債務者　小川　　了
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１８号
北海道勇払郡厚真町字共和443番地の14
債務者　堀井由起子（旧姓工藤・松尾）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２２８号
北海道苫小牧市東開町４丁目９番25号
債務者　伏見優美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４３号
仙台市宮城野区福室５丁目11―53　クレールコートⅡ番館203号中嶋美喜子方
債務者　若生　新一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６８号
宮城県岩沼市字西六角58番地
債務者　今井　輝美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９０号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂83番地８コーポ阿部Ⅱ―301
債務者　門間　貴恵
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３８号
宮城県黒川郡大郷町山崎字藤九郎１番地
債務者　鎌田　　力
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
宮城県気仙沼市赤岩舘森２番地６
債務者　石黒紀美子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部